



日野市路上喫煙禁止条例

が令和7年4月1日から施行されます

禁止内容

日野市内全域での歩行喫煙

日野市内における道路、公園、広場、その他の公共の場所で「移動しながらの喫煙」「移動しながら火のついた、または加熱されている状態のたばこを所持すること」を禁止。

日野駅周辺路上喫煙禁止地区での喫煙

不特定多数の人が利用し、路上喫煙による迷惑と危険を防止する必要がある区域を「路上喫煙禁止地区（※案内図参照）」として指定。路上喫煙禁止地区での喫煙（立ち止まっただけの喫煙、歩行喫煙等）を禁止。なお、市長が指定する場所や私有地内での喫煙は可能。

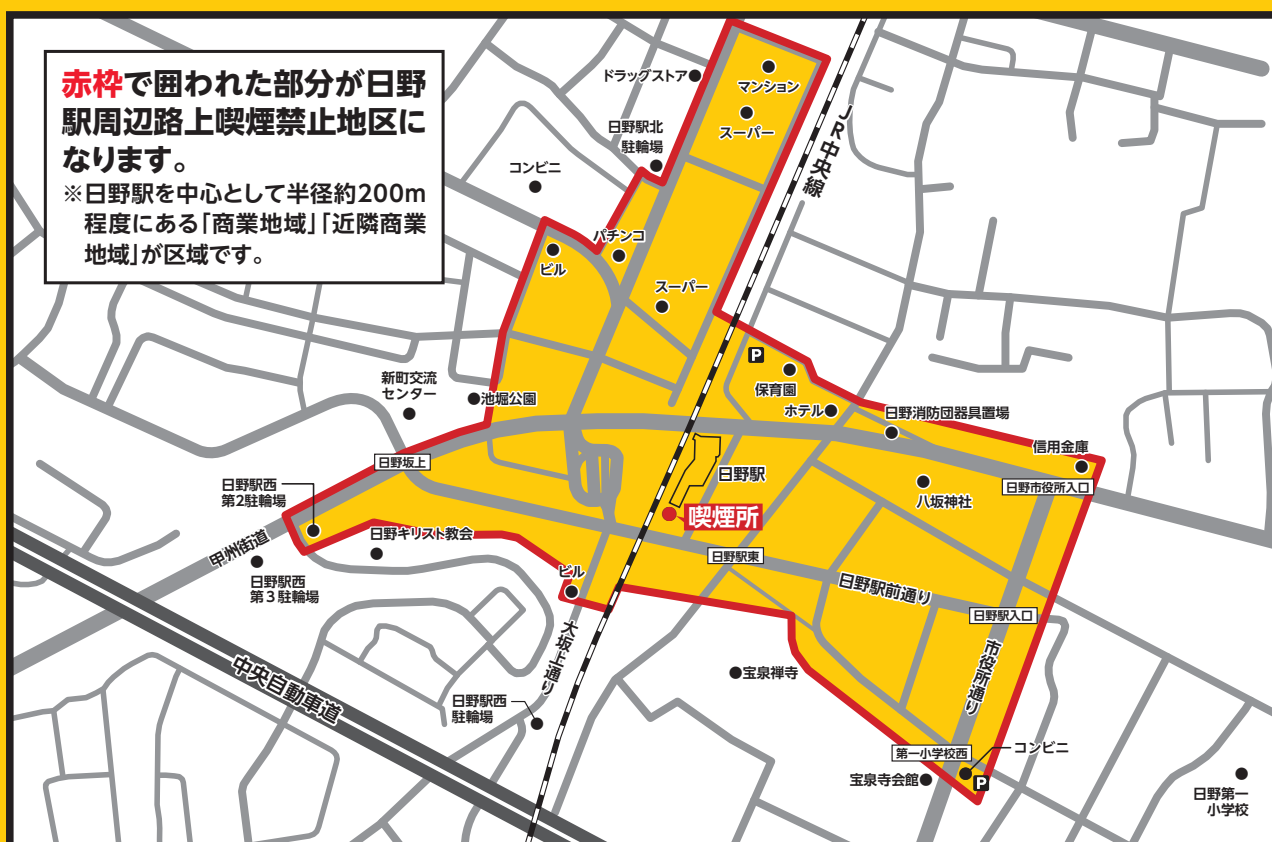
左記の禁止事項に違反した場合

**「指導」、「命令」、
「2万円以下の過料」**

の対象となる場合があります。

※自動車内での喫煙は可能ですが、「車外に喫煙によるたばこの煙（蒸気含む）が流出しない状態」である必要があります。

日野駅周辺路上喫煙禁止地区案内図



たばこの煙は周囲の人の健康を害します。20歳未満の方や妊婦（胎児）の受動喫煙は特に悪影響を及ぼします。喫煙の際には周囲をよく見てから！

問合せ

日野市環境共生部環境政策課

TEL 042-514-8298 Mail kankyo@city.hino.lg.jp

条例の詳細は右の二次元コードから日野市HPで



SDGs
未来都市
日野

